

尼崎の森中央緑地 森づくり活動  
参画と協働に関するルールブック



## 目次

はじめに .....	1
I. 森づくりの方針 .....	2
1. 生物多様性の森づくり .....	2
2. 100年の森づくり .....	2
3. 参画と協働による森づくり .....	2
II. 参画と協働に関するルール .....	3
1. ルールブックで取り扱う森づくり活動の範囲 .....	3
2. 参画のパターン .....	4
3. 森づくりメニューと役割分担 .....	5
4. パターン別参画のルール .....	6
(1) エリア設定型 .....	6
(2) 活動日設定型 .....	12
(3) イベント型 .....	13
(4) 苗木の里親 .....	15
(5) 寄付金等 .....	17
III. 用語解説 .....	19

## はじめに

尼崎の森中央緑地（以下、「中央緑地」という）は、「生物多様性の森づくり」「100年の森づくり」「参画と協働による森づくり」をキーワードとして、市民、企業・団体、学校等の参画と協働のもと植栽等の公園の整備や維持管理を行う県内では初めての取り組みです。

兵庫県（以下、「県」という）は事業者・施設管理者として公園整備に取り組み、市民、企業・団体、学校等は、本事業への『参画と協働の主体（パートナー）』として森づくり活動の一翼を担っています。

21世紀の森構想の拠点地区である中央緑地が、みんなで育てる森から地域を育てる森に成長してゆくためには、従来の行政による公園整備、維持管理の枠組みを乗り越えた新たな取り組みが必要です。

このように、公園の整備段階から市民、企業等が関わる事例は全国的にみても新しい取り組みですので、公園整備にかかる多様な参画主体の多様な参加スタイル、希望やニーズに応えるための新しい仕組みづくりが必要となります。

このルールブックは、中央緑地の整備にかかる「参画と協働による森づくり」の基本姿勢を示すと共に、中央緑地の森づくりに参加を希望する市民や企業、団体、学校等が円滑に参画して頂くため、とりまとめたものです。今後、森づくり活動を進めていく中で、新たな問題点や課題が生じた段階で適宜改良を重ねていくことを前提にしています。

## I. 森づくりの方針

### 1. 生物多様性の森づくり

#### (1) 遺伝子の多様性

地域性系統の種子を用いて森づくりを行います。

#### (2) 種の多様性

多様な種類の植物を用いて森づくりを行います。

#### (3) 生態系の多様性

森に限らず、草原や湿地も含めて森づくりを行います。

### 2. 100年の森づくり

森は種子から苗を育て、苗を植えて長い時間をかけて中央緑地の環境に馴染ませながら、100年スケールの長い時間をかけて森づくりを行います。

### 3. 参画と協働による森づくり

#### (1) 市民・企業・行政の参画と協働による森づくり

森は市民、団体、企業、学校等の参画を得ながら、行政との協働により森づくりを推進します。

#### (2) 地域が育てる森から地域を育てる森

参画と協働により「地域が育てる森」を形成し、やがてその森は地域の人々が自然の多くの恵みを楽しむ「地域を育てる森」へと生長し、臨海地域の都市の再生を先導する森となることを目指します。

## II. 参画と協働に関するルール

### 1. 参画と協働による年間活動計画

表1 森づくり作業年間カレンダー

作業メニュー	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
種子採取												
種子調整												
種まき												
植え替え												
実生・ポット苗の草抜き												
苗木植栽												
除草												
間伐												
下枝払い ※樹種による												

### 2. 参画のパターン

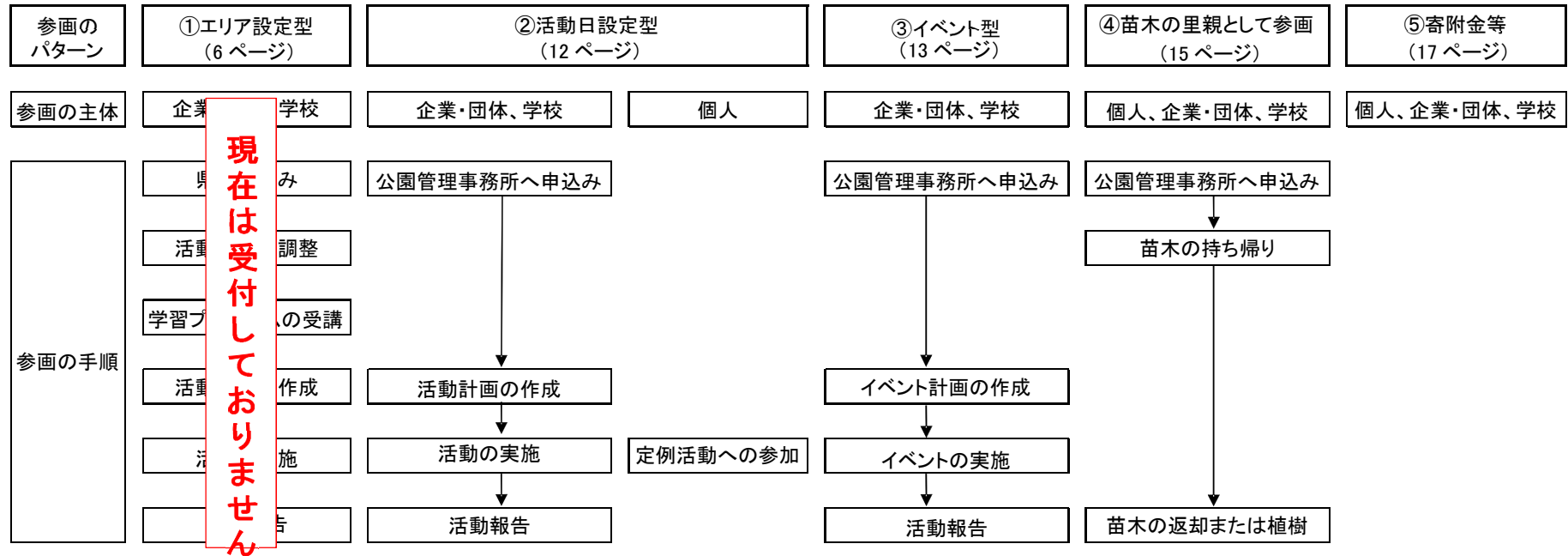
中央緑地の森づくりへの、参画の仕方には下表に示すパターンがあります。

表2 参画のパターン

参画のパターン	参画・協働の主体		活動内容
	個人	企業 団体等 学校	
①エリア設定型	—	○	・一定のエリアを定めて活動 (P6 参照)
②活動日設定型	○	○	・定例活動 (P12 参照) ・臨時活動 (P12 参照)
③イベント型	—	○	・県や企業、団体、学校等が主催する植樹祭などのイベント(P13 参照)
④苗木の里親として参画	○	○	・苗木の里親 ・一般の苗木の里親(P15 参照) ・企業・団体・学校等の苗木の里親 (P16 参照)
⑤寄付金等で森づくりに参画	○	○	・寄付金等(P17 参照)

パターン別の参画の手順フロー図は、下のとおりです。

図1 パターン別・参画のフロー図



現在は受付しておりません

### 3. 森づくりメニューと役割分担

森づくりに当たっての、県と参画主体の基本的な役割分担は以下のとおりとします。

表3 植栽計画に基づく役割分担と整理

区分	項目	役割分担 ※1	
		県※2	参画主体
苗木生産	種子採取	●	○
	種まき、植え替え、ポット苗除草	○	
	灌水	●	—
	苗木の里親	○	
植栽基盤整備	造成、土壌改良	●	—
植栽	配植図の作成	●	—
	地ごしらえ（必要な場合）	○	
	植栽	○	
育林管理	除草	○	
	間伐	○	
その他	モニタリング	○	
	発生材の利用（クラフト、炭焼きなど）	○	

※1 : ●：主体的に実施、○：参画と協働で実施

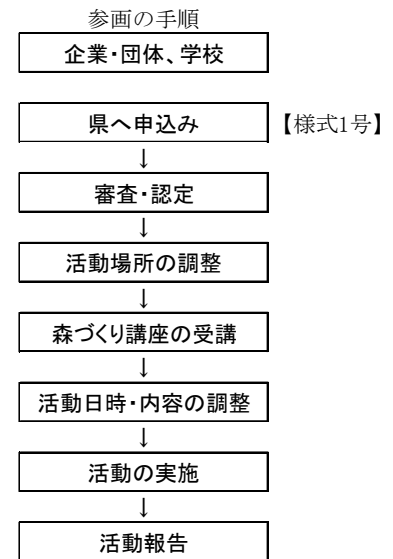
※2 : 平成27年度から、一部を指定管理者（以下、「公園管理事務所」という）が担う。

#### 4. パターン別の参加ルール

##### (1) エリア設定型

###### ① 参画・協働の主体

参画のパターン	参画・協働の主体	
	個人	企業・団体 等学校
① エリア設定型	—	○
② 活動日設定型	○	○
③ イベント型	—	○
④ 苗木の里親として参画	○	○
⑤ 寄付金等で森づくりに参画	○	○



###### ② 参画のルール

表4 エリア設定型における参画のルール

項目		内容
活動エリア		・森づくりゾーン、草原・芝生ゾーンの一定エリア
活動面積		・原則 150 m <sup>2</sup> ～3000 m <sup>2</sup> ※但し、150 m <sup>2</sup> 未満で活動を希望する参画主体に対しては、他の活動団体と共同で森づくりを行えるよう、公園管理事務所が調整を行う。
参画の期間		・原則として植栽後3年間とし、それ以降は1年毎に自動更新とする。(原則年2回以上森づくり活動へ参加すること)
活動内容	地ごしらえ	・地ごしらえが必要な場合は、基本的に植栽を実施する主体が行う。 ・土壌が固く、人力による地ごしらえが困難な場合、公園管理事務所が対応する。
	植栽	・県の植栽計画に従う。 ・苗木は育苗圃場で育成した地域性苗を使用する。
	除草	・参画主体が実施する(年2回以上)。 ・草刈り機の使用は原則禁止とする。
	間伐	・植栽した苗木が成長し、混みあってきた場合は、健全な森林への育成を目的とした間伐を行う。 ・間伐実施の必要性や間伐後の立木密度については、公園管理事務所と事前に協議する。 ・間伐作業は、原則として活動団体が主体となって実施する。 ・チェーンソーなど、動力機器については、原則使用禁止とする。



	下枝払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業のしやすさや安全確保のため、必要な場合は、下枝払いを行っても良い。</li> <li>下枝払いをする枝は、腰の高さ以下から発生する枝とし、事前に公園管理事務所と協議する。</li> </ul>
	その他	<p><b>【管理用通路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な維持管理活動（間伐、除草など）を行うことを目的として、林内に管理用通路を設置しても良い。</li> <li>管理用通路の施工は、原則として活動団体が主体（※）となって実施する。</li> <li>通路の幅員は、原則として最大 1.5m とする。</li> <li>通路設置の際は、事前に公園管理事務所と協議の上、施工する。</li> </ul> <p>※作業人員、材料等は、原則として活動団体が用意する。 ただし、一部道具類については、公園管理事務所と協議のうえ貸出可能。</p>
保険		<ul style="list-style-type: none"> <li>参画主体が活動内容に応じた保険へ加入する。</li> </ul>

### ③参画の手順

#### 1) 申込手続き

参画主体は、エリア設定型森づくり申込書【様式第1号】により、県へ申込みを行う。

県は、認定の可否について審査・決定し、通知を行う。認定の基準は、以下のとおりとする。

(認定の基準)

- i 中央緑地の森づくりの趣旨に賛同して、参画と協働に関するルールブック（本ルールブック）に則った森づくり活動をすること
- ii 営利を目的としないこと
- iii 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体でないこと
- iv 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業者を営む者でないこと
- v 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、金銭の貸付けを主な業として営む者でないこと
- vi 応募の際に民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（昭和14年法律第154号）による再生手続き又は更正手続開始の決定を受けている者ではないこと

#### 2) 認定解除

県は、参画主体が認定の基準を逸脱する場合は、期間内においてもエリア設定型の認定を解除する。

#### 3) 活動場所の調整

県は、植栽計画に基づき、参画主体の希望により具体的な活動場所を指定する。

#### 4) 森づくり講座の受講

「エリア設定型」に参画する主体は、森づくりに関する学習プログラムを受講する（無料）。学習プログラムの基本は、講座、実習合わせて半日程度とする。また、参画開始後、参加メン

バーの変更、森づくりルールの変更などが想定されるため、数年に一度は森づくり講座の受講を推奨する。

上記の学習プログラムを受講することに対して、修了書などを発行しない。

#### 5) 日時や内容の調整、活動報告

参画主体は、年度初めに公園管理事務所と年間の活動計画について協議する。また、各活動予定日前には、事前に公園管理事務所と日時、内容の調整を行い、公園利用申込書を提出する。実施後に活動報告を行う。

#### 6) 参画の窓口・問合せ先

- ・兵庫県 尼崎港管理事務所 尼崎 21 世紀プロジェクト推進室
- ・尼崎の森中央緑地 公園管理事務所

#### ④活動を中止する場合

やむを得ず、エリア設定型森づくり活動を中止する場合は、県または公園管理事務所に連絡すること。

【様式第 1 号】

尼崎港管理事務所	平成 年 月 日 受
	付

申込書

尼崎の森中央緑地 エリア設定型森づくり 申込書

平成 年 月 日	
兵庫県阪神南県民センター長 様	
申込者 住所 〒 氏名 所在地 名称 代表者の氏名 電話番号	
申込内容についての問い合わせ先 住所 〒 氏名 mail	
尼崎の森中央緑地での森づくりの趣旨に賛同し、次のとおりエリア設定型森づくりに申込みます。	
団体の概要	
参加希望面積	m <sup>2</sup>
希望群集	<input type="checkbox"/> エノキームクノキ群集 <input type="checkbox"/> コナラーアベマキ群集 <input type="checkbox"/> ウバメガシートベラ群集
※この欄には記載しないで下さい。	
本件の申込について、了承します。 平成 年 月 日	
兵庫県阪神南県民センター長	

## 森づくり講座カリキュラム

項目	区分	時間	研修科目	研修意図
必須	室内研修	30分～1時間程度	尼崎 21 世紀の森構想について	尼崎 21 世紀の森構想の対象エリア、中央緑地の位置づけについて理解する。
			尼崎の森中央緑地植栽計画について	尼崎の森中央緑地植栽計画で定める森づくりの方針、目標植生と配置、森づくり技術について理解する。
			尼崎の森中央緑地 森づくり活動 参画と協働に関するルールブックについて	森づくりの方針や参画と協働に関する具体的なルール(活動計画、活動報告の作成など)について理解する。
	実施研修	1時間程度	はじまりの森見学	経年による苗木の生長と森の発達過程について理解する。
			尼崎の森中央緑地における植樹・除草等	森づくりの技術を習得する。
			育苗施設の見学	苗木の育成・管理状況を知る。
推奨	実施研修	1時間程度	育苗圃場における種まき・植え替え	種子の種まき・実生の植え替え(ポット苗仕立て)の技術を習得する。
		随時	定例活動への参加	研修で得たスキルの維持、向上を図る。

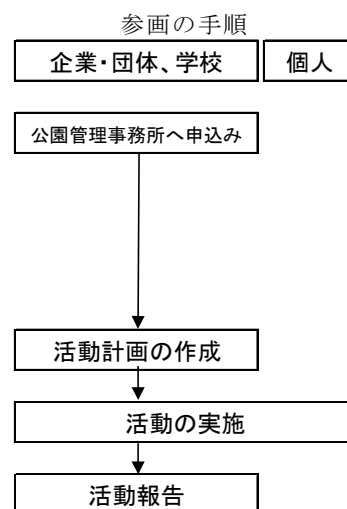
#### ④企業・団体等の名称表示についての基本的な考え方

- 中央緑地は、企業・団体等の参画と協働によって植樹活動やその後の手入れ（維持管理）、森の多様な活用を促進し、これまで以上に広く自由に県民に利用されることを目指しています。
- 参画する企業・団体等は、中央緑地の森づくりにおける生物多様性への配慮や、広く一般県民への利用・学習機会づくりなどの趣旨に賛同し、一般県民、各種団体や行政と共に“協働の森づくり”をすすめます。
- このような取り組みを顕彰し、中央緑地や尼崎 21 世紀の森づくりの推進に広げていくため、県では中央緑地での企業・団体等による森づくり活動を「〇〇〇（企業名等）の森づくり」と呼びます。
- 現地には「〇〇〇（企業・団体名等）の森づくり活動エリア」などと表示した看板を設置し、活動場所を紹介します。
- 今後、参画する企業・団体等が増加し、参画形態も多様化した場合には、企業・団体名表示のあり方を再検討します。

## (2) 活動日設定型

### ① 参画・協働の主体

参画のパターン	参画・協働の主体	
	個人	企業 団体等 学校
①エリア設定型	—	○
②活動日設定型	○	○
③イベント型	—	○
④苗木の里親として参画	○	○
⑤寄付金等で森づくりに参画	○	○



### ② 参画のルール

表 5 活動日設定型における参画のルール案

項目	内容
活動エリア	・ 森づくりゾーン、草原・芝生ゾーンの任意のエリア
活動日	・ 定例活動日：毎月第1日曜日、第3金曜日
	・ 臨時活動日：定例活動日以外に参画主体が活動を希望する日（個人を除く、企業・団体等、学校のみ）
活動内容	地ごしらえ ・ 基本的に植栽を実施する主体が行う。 ・ 土壌が固く、人力による地ごしらえが困難な場合、施設管理者が対応する。
	種まき・植え替え ・ 森づくりルールに従う。
	植栽 ・ 森づくりルールに従う。 ・ 苗木は育苗圃場からの供給を受ける。
	除草 ・ 森づくりルールに従う。
	間伐 ・ 森づくりルールに従う。
	モニタリング ・ 公園管理事務所の指示に従う。
発生材の利用 ・ 公園管理事務所と調整の上実施する。	
保険	・ 公園管理事務所が保険に加入する。

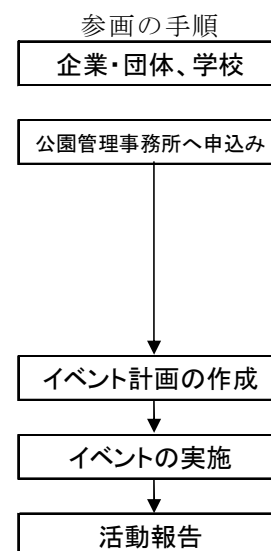
### ③参画基準や窓口

- ・特に参画の基準は設けない。活動に参加し、体験を通じて学習する。
- ・参画に関する問合せ先：-尼崎の森中央緑地 公園管理事務所

### (3) イベント型

#### ①参画・協働の主体

参画のパターン	参画・協働の主体	
	個人	企業 団体等 学校
①エリア設定型	—	○
②活動日設定型	○	○
③イベント型	—	○
④苗木の里親として参画	○	○
⑤寄付金等で森づくりに参画	○	○



#### ②参画のルール

表 6 イベント型における参画のルール

項目	内容
活動エリア	・森づくりゾーン、草原・芝生ゾーンの任意のエリア
活動日	・県や森づくりに参画している企業・団体等が主催するイベントごとに設定。
企画・募集	・記念植樹、草刈りなど、イベントごとに主催者が企画する。 ・主催者は募集や広報、連絡、名簿管理等の事務作業が行う。 ・主催者は森づくり活動の活性化を促進するために、その主旨や仕組みについて PR を行う。

活動内容	地ごしらえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的にイベントを主催する主体が行う。</li> <li>・土壌が固く、人力による地ごしらえが困難な場合、公園管理事務所が対応する。</li> </ul>
	種まき・植え替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森づくりルールに従う。</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森づくりルールに従う。</li> <li>・苗木は育苗圃場からの供給を受ける。</li> <li>・苗木以外の必要な資材は主催者が調達する。</li> </ul>
	除草	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森づくりルールに従う。</li> </ul>
	間伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森づくりルールに従う。</li> </ul>
	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理事務所の指示に従う。</li> </ul>
	発生材の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理事務所と調整の上実施する。</li> </ul>
保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者がイベント保険に加入する。</li> </ul>	

### ③参画の基準や窓口

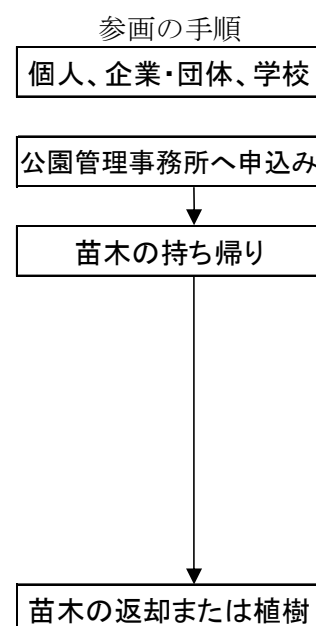
- ・特に参画の基準は設けない。
- ・イベントへの参加の申込みは主催者を窓口とする。



#### (4) 苗木の里親

##### ①参画・協働の主体

参画のパターン	参画・協働の主体	
	個人	企業 団体等 学校
①エリア設定型	—	○
②活動日設定型	○	○
③イベント型	—	○
④苗木の里親として参画	○	○
⑤寄付金等で森づくりに参画	○	○



##### ②参画のルール

###### a. 一般の苗木の里親

表7 一般の苗木の里親における参画のルール

項目	内容
活動エリア	・個人の庭、ベランダ等
樹種・形状	・比較的栽培が容易で、数量に余裕のある樹種 ・ポット苗で引き渡し
数量	・1組あたり2本
配布物	・育て方の資料（A4版、資料2参照）
苗木の里親期間	・1年間
返却	・中央緑地に植樹を基本する（育苗圃場への返却も可能）。 ・時期は公園管理事務所より指定して連絡、運搬は苗木の里親が行う。

b. 企業、団体等による苗木の里親

表 8 企業、団体等による苗木の里親における参画のルール

項目	内容
活動エリア	・企業所有の空地・建物の屋上等
樹種・形状	・比較的栽培が容易で、数量に余裕のある樹種 ・ポット苗をかごトレイに収納して引き渡し（企業等の栽培条件によっては、種子で渡し、箱まきから取り組むことも可）。
数量	・県と団体側で協議して決定する(年間 100～3,000 本程度を想定)。
運搬	・公園管理事務所と団体で協議して決定する。
苗木の里親期間	・1年間
栽培条件	・県と団体側とで協議、調整する。
栽培に関する助言	・必要に応じ、県または公園管理事務所が行う。
費用負担	・栽培設備の設置、引き渡し後の肥料・土などの資材、灌水などで発生する費用については、企業、団体側の負担とする。
返却	・中央緑地に植樹を基本とする（育苗圃場への返却も可能）。 ・時期については公園管理事務所と調整する。

c. 学校による苗木の里親

表 9 学校による苗木の里親における参画のルール

項目	内容
活動エリア	・学校の校庭、校舎の屋上・ベランダ等
数量	・県と学校側で協議して決定する。
運搬	・県または公園管理事務所が行う。
苗木の里親期間	・1年間
栽培条件	・県と学校側で協議、調整する。
栽培に関する助言	・必要に応じ、県または公園管理事務所が行う。
費用負担	・灌水は学校側で負担する。
返却	・中央緑地に植樹を基本とする（育苗圃場への返却も可能）。 ・時期については公園管理事務所と調整する。

## (5) 寄付金等で森づくりに参画

- ・寄付金等によって森づくり活動の支援を行うことができます。
- ・寄付金の受け皿は、生物多様性ひょうご基金※（(公財) ひょうご環境創造協会）を想定しています。
- ・寄付を行った主体は、森づくり情報の提供を受けることができます。

※生物多様性ひょうご基金に対して、寄付金の使途を尼崎 21 世紀の森づくりに指定して寄付を行うことで、尼崎 21 世紀の森づくりを行っている市民活動を支援することができます。

寄付の具体的な方法については、(公財) ひょうご環境創造協会の定める「生物多様性ひょうご基金寄付約款 ([http://www.eco-hyogo.jp/ecoplaza/index.php/hyogo\\_kikin](http://www.eco-hyogo.jp/ecoplaza/index.php/hyogo_kikin))」に定められています。

### Ⅲ. 用語解説

#### ●森づくり活動に関する用語

##### ○種子調整

採取してきた樹木などのタネには、余計な果肉がついていたり虫が喰っていたりするので、種子だけを取り出したり、水に浸けて殺虫するなど、種子を播き付けできる状態にする作業。

##### ○種まき

樹木や草本の種子を専用トレイに播き付ける作業。

##### ○植え替え

苗木栽培の過程で、専用のトレイに播き付けられた種子が発芽した苗を、1本ずつビニールポット（鉢）に植え替える作業

##### ○地ごしらえ

苗木を植栽する直前に、植栽する場所の雑草を取り除いたり、土をほぐしたりする作業。

##### ○間伐

隣り合った木どうしが混み合ってきた時に、適当な密度になるよう木をえらんで伐採する作業。

##### ○モニタリング

苗木が生長して森になってゆく過程について、定期的に苗木の生長やそこで生活する生き物などを調べて記録すること。

##### ○苗木の里親

中央緑地の育苗施設で育てている苗木を、個人や企業・学校等がそれぞれの庭や敷地などに持ち帰って1年間育てたのち、中央緑地に植樹または返却する制度。

#### ●参画のルールに関する用語

##### ○生物多様性ひょうご基金

「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」に選定された NPO 等の活動を支援するための寄付の受け入れを目的に、(公財)ひょうご環境創造協会が設置した基金。

##### ○ひょうごの生物多様性保全プロジェクト

県下各地で生物多様性の保全活動を行っている NPO 等の活動を支援するため、モデルとなる活動を公募のうえ選定し、活動情報を地域住民や企業等に広く発信するなどにより活動への県民等の参画をさらに促進する取り組み。

### 【参画と協働の森づくり ルールブック改訂履歴】

- ・平成 29 年 1 月 活動項目に「除伐」「下枝払い」「その他（管理用通路）」を追加。
- ・平成 30 年 3 月 エリア設定型森づくりにおける参画の期間を変更。  
（「ぼちぼちコース」の廃止）  
文言の統一、修正。
- ・令和 5 年 4 月 森づくり活動の現状に合わせた内容及び文言の修正

尼崎の森中央緑地森づくり活動 参画と協働に関するルールブック Ver.2.3

令和 5 年 4 月

発行 : 兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所

連絡先 : 兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所

尼崎 21 世紀プロジェクト推進室

〒660-8588 兵庫県尼崎市東難波町 5-21-8

TEL:06-6481-7641(代表) FAX:06-6481-8251

尼崎の森中央緑地 公園管理事務所

〒660-0096 兵庫県尼崎市扇町 33-4

TEL : 06-6412-1900 FAX : 06-6412-0500